

# 防犯灯の市への移管手続きについて

町内会等が所有している防犯灯について、市が移管を受けて管理し、電気料を負担することにより、地域住民の更なる安全確保と町内会等の負担軽減を図ります。

なお、町内会等から市に名義を変更するためには、移管申請が必要となります。

市への移管後、町内会等やコミュニティの皆様には、故障等の連絡や照明を遮る枝払いなど防犯灯の維持管理に協力していただき、市と地域との協働による新たな防犯灯の管理体制とするものです。

## 【移管の対象となる防犯灯】 次のすべてに該当する防犯灯

- 1 町内会、自治会、防犯灯管理組合が所有しているもの
- 2 LEDの照明器具であるもの
- 3 東電柱、NTT柱または専用柱に設置されているもの
- 4 専用柱に設置されている場合は、土地所有者から承諾を得ているもの

※なお、専用柱の倒壊及び照明器具の落下の恐れのあるもの、集合住宅等の敷地内の駐車場や駐輪場等を照らしているものなどは対象となりません。

## ●移管手続きについて

- 1 町内会等から市へ移管申請
- ↓
- 2 市が書類審査、現地調査
- ↓
- 3 市が電力会社等へ移管手続
- ↓
- 4 市から町内会等へ移管決定の通知

※市の管理となるのは、移管申請の手続が完了してからです。

## ●移管申請手続

別紙をご覧ください。

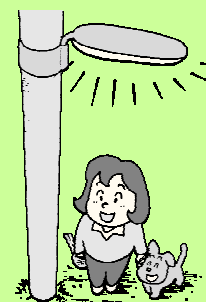
## ●問合せ先 日立市総務部くらし安心局交通防犯課

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1 TEL 0294-22-3111 (内線 571) Fax 0294-21-7000  
IP 050-5528-5045

## 移管申請手続

## 1 提出する書類

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| (1) 防犯灯寄附申請書                 | ・・・別紙① |
| (2) 防犯灯寄附調書一覧                | ・・・別紙② |
| (3) 防犯灯の位置図                  | ・・・別紙③ |
| (4) 委任状（東京電力提出用）             | ・・・別紙④ |
| (5) 電気料金集約分内訳表または領収証         | ・・・別紙⑤ |
| (6) 添架申込名義変更届（NTT柱に設置している場合） | 別紙⑥    |
| (7) 土地使用承諾書（専用柱に設置している場合）    | ・・・別紙⑦ |



※提出書類は、各交流センター、南部支所、十王支所、交通防犯課にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

## 2 申請書類の作成にあたって

- (1) 町内会等が所有している防犯灯に関する書類等を準備してください。
  - ア これまでに防犯灯の補助を受けた際の書類
  - イ 町内会等が所有している防犯灯の場所がわかる地図
 

※地図がない場合は、お住まいの学区の交流センターに、市が調査した防犯灯の位置図がありますので、参考にしてください。
  - ウ 東京電力が発行している電気料金集約分内訳表（令和3年3月分）
 

※電気料金集約分内訳表が無い場合は、再発行の依頼などについて東京電力エナジーパートナー(株)茨城カスタマーセンター（0120-995-332）に月曜日～土曜日（休祝日を除く）の9時～17時の間に問い合わせてください。
- (2) 必要に応じて、町内会等が所有している防犯灯の設置場所や電柱番号などを現地確認のうえ、記入例を参考に書類を作成してください。
- (3) 申請書類を提出する前に、記入漏れがないか確認してください。

## 3 書類の提出

町内会などが所有しているLED防犯灯の移管申請は、随時受付けています。  
 手続き完了後は、市が管理し、電気料を負担しますので、早めに手続きをお願いします。  
 書類は、交通防犯課に直接持参するか郵送で提出してください。